

令和3年度 第1回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月10日（木） 11時00分～11時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 久志 太田 美子 高津 健一 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

4 議題

- (1) 三重地方最低賃金審議会会長代理の選出について
- (2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 令和3年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (4) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数等の通知について
- (5) 令和3年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (6) その他

5 開 会

（賃金係）

それでは、令和3年度第1回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてですが、本日は、15名の委員のうち宮路委員からご欠席のご連絡をいただいております。従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日の審議会は、三重地方最低賃金審議会運営規程第6条会議の公開により、傍聴申し込みがあり4名の傍聴を認めております。

それでは、開会にあたりまして局長からご挨拶を申し上げます。

（局 長）

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局 長)

三重労働局長の西田と申します。

本日は、ご多忙のところ、また、非常にお暑い中、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、令和3年度第1回三重地方最低賃金審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

今年度から第52期委員ということでお願いをさせていただいておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、我が国の経済情勢ですが、内閣府から5月26日に示されました「月例経済報告」によりますと「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」と報告されています。

また、東海財務局による「三重県内の経済情勢報告」では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に厳しい状況があるものの、持ち直しの動きがみられる。」とされています。

そうした中、県内の雇用失業情勢につきましては、令和2年度の平均有効求人倍率(季節調整値)は、1.09倍と一昨年度より0.48ポイントの大幅な低下となり、直近の4月においても、1.11倍と前月を0.02ポイント下回るなど、求人が底堅く推移することで、求人が求職を上回っているものの、引き続き雇用情勢に厳しさがみられる状況にあります。

このように、新型コロナウイルス感染症が長期化し、経済・雇用情勢の先行きが不透明な状況の中、今年度の最低賃金については、引き続き各種の感染防止の取組や経済への影響等を見つつ、最低賃金審議会でご議論いただきたいと考えております。

なお、昨年度は、中央最低賃金審議会において目安額が示されませんでしたでしたが、三重県最低賃金については、1円引き上げられ874円で決定となったところでございます。

さて、最低賃金の引き上げについては、昨日開催されました経済財政諮問会議において、基本方針2021、いわゆる骨太方針の原案が示されたところでございます。その中で、我が国の労働分配率は、長年に亘り低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠であるとされ

ております。また、感染症拡大前にわが国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮をしながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組むという内容が盛り込まれる模様であると聞いております。

また、菅総理の発言においても、経済財政諮問会議を受けまして、今後、早期に経済を回復する為には、賃上げにより所得を引き上げて消費を拡大するという経済の好循環を実現する必要があります。新型コロナによって広がった格差を是正するためにも、より早期に全国加重平均 1,000 円を目指し本年の引き上げに取り組みますと述べられております。

三重地方最低賃金審議会では、こうした政府の基本方針等に十分配慮して中央最低賃金審議会において示される目安等報告を参考に、三重県の地域性・経済動向等の実情を踏まえる。つまり、三重県内の労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮した上、公・労・使の各委員により、自主性を発揮していただきながら、三重県最低賃金改正の審議を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

三重労働局としましても、三重地方最低賃金審議会の事務局として、適切かつ円滑な運営に最大限務めるとともに、改定された最低賃金額については、労使団体をはじめ自治体の広報誌等を通じた周知徹底、さらには、的確な監督指導により、その履行確保を図ってまいります。

また、中小企業・小規模事業者に対して、三重働き方改革推進支援センターを通じた相談支援の利用促進や業務改善助成金の活用促進など、一層の支援を行ってまいります。

委員の皆様方には、新型コロナ感染の影響など先行きが不透明な中、例年とは異なるご負担をお掛けすることになりますが、改めて、真摯なご議論をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

6 議事

(1) 三重地方最低賃金審議会会長代理の選出について (賃金係)

本日は、第52期最低賃金審議会委員による第1回の最低賃金審議会でございます。

この最低賃金法第24条第1項に「最低賃金審議会に会長を置く。」とあり、同条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定され

ています。

会長代理につきましても同規定によるところとなっております。

それでは、会長及び会長代理を選出していただくことになるわけですが、如何させていただきますいたらよろしいでしょうか。ご意見をお願いいたします。

－「公益委員一任」の声－

(賃金係)

ありがとうございます。公益一任というお声がありましたので、それでは、別室で協議させていただきます。

－会長、会長代理選出協議－

(賃金係)

ただいま、公益委員により協議していただいた結果を申し上げます。

三重県地方最低賃金審議会会長に安井委員、会長代理に藤本委員と決めさせていただきます。

拍手でご承認をよろしく申し上げます。

－拍 手－

(賃金係)

ありがとうございました。

ここで、席を替えさせていただきます。

それでは、会長、会長代理の方から一言ご挨拶をよろしく申し上げます。

(会 長)

只今、皆様に信任いただき、第 52 期三重県地方最低賃金審議会会長を務めさせていただきますところになりました安井でございます。

私は、4 年に亘りまして会長職を務めさせていただいているわけでございますけれども、引き続き今期もということでございます。4 年間で振り返って本当に満足な議事進行ができたかどうか自分自身も疑問なところもございます。この 4 年間は皆様方のご協力の下で何とか過ごさせていただきました。引き続き今期 52 期に関しましても、皆様のご協力の下、よろしくをお願いいたします。

この4年間振り返ってみまして、先輩方から受け継いだ考え方として、三重県の地方最低賃金審議会は、あくまでも三重県らしさというのを追及し、三重県らしい最終結論に導けるよう、私も前任者からの意思を継がせていただきまして、この4年間過ごさせていただきました。今期におきましても三重県らしさを追及させていただきますので、そのためには、結局、お立場の違う労使それぞれの皆さままでございますけれども、立場が違うまま前に進んで行きましても実りがないので、是非、労使の皆様にもご理解をいただきまして、少しずつでも相手のことも考えて、相手の立場に立って進めていただかないと審議会は成り立ちません。是非、最初からお願いで申し訳ございませんが、ご協力の程よろしくお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

(会長代理)

会長代理に選任されました藤本でございます。

ご覧のとおりと申しますか、分不相応な気がしてならないのですが、安井会長を補佐して、この審議会が円滑に運営されますよう微力ではございますが、精一杯努力させていただきますので、皆様方のご支援ご協力ご理解をよろしくお願いいたします。

(賃金係)

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様は、第52期ということで資料1の委員名簿のとおりお願いしており、4名の方が初めての委員となっております。

それではこれより議事に入りますが、議事進行につきましては、運営規程により会長に行っていただくことになっております。安井会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは本日の議事に移らせていただきます。

お手元にごございます事項書に沿って進めたいと思います。

先ず、議事に入るにあたりまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 太田委員、

使側は 中村委員

を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について

(会長)

それでは、議事(2)の「三重地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

先ず、「三重地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、資料2に入れさせていただいております。

資料2をご覧ください。

本年度初めての審議会であり、簡単に説明させていただきます。

最低賃金審議会の運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令等に定められているところですが、これらの法令に定められているもの以外に、運営上必要とされる事項を「三重地方最低賃金審議会規程」で定めているところです。

第2条は「審議会の会議の招集」を、

第3条は「小委員会」について規定しています。

第4条は「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」を、

第5条は「会議は会長が議長となって議事を進めていただく」ということを規定しております。

第6条は「会議の公開・非公開について」を規定し、

第7条は「議事録等に係る取り扱い」について規定しています。

第8条は「審議会の議決に係る取り扱い」の規定です。

さて、「三重地方最低賃金審議会運営規程」の第4条について、今後、感染症等により会議に集まれないこともあると考えられるため、あくまでテレビ会議システムの環境が整った場合が前提となりますが、次の規定を追加することを提案します。

資料3をご覧ください。

第一項に

会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

第二項に

テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

この場でご審議いただきますようお願いいたします。

(会 長)

只今、事務局から三重地方最低賃金審議会運営規程の改定案についてご説明いただきました。

大きくは変わってないのですが、新しく第4条のところにテレビ会議システムの導入を付け加えていただくということでございます。これは、本省の方も同じような規定での取扱いをされているということで、それに倣って三重県の最低賃金の運営規程の方にも付け加えるということでございます。規定を設けるということは、環境を整えるということでもございますので、そちらの方もまたよろしくお願ひします。その事も含めまして、何か全般的にご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

—「特になし」の声—

特になしというお声もいただきましたので、この改正案につきましては、ご承認をいただいたものとして取り扱いさせていただきます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

- (3) 令和3年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (4) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数等の通知について

(会 長)

議事(3)と(4)の「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明」、「6業種に係る適用労働者数」については、関連事案ですので事務局の方から、一括して説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは先ず、「令和3年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について」ご報告させていただきます。

先ず、申出の意向表明についての取扱い等ですが、前回、令和3年2月16日に開催しました第7回の審議会においてご審議の上、決定していただきました資料4「令和3年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について」により取り扱うこととなります。

意向表明の期日については、1の(2)にありますとおり、令和3年3月22日（月）までとさせていただきます。

資料の5をご覧ください。

本年度金額改正審議にかかる意向表明ですが、2021年2月26日付けで、日本労働組合総連合会三重県連合会長から、ガラス・同製品製造業以下6業種について「2021年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について」が提出されております。

続きまして、特定（産業別）最低賃金の決定等の申出についてですが、先程、ご覧いただいた資料4にありますとおり、申出については、令和3年7月9日（金）までに局長宛てにさせていただき、それまでに関係労使当事者間の意思疎通を十分に図っていただきたいと思います。

続いて、業種別の適用労働者数についてです。

資料6をご覧ください。

前回、令和3年2月16日に開催しました第7回の審議会の資料として添付させていただいたものでございます。

産業別最低賃金の適用事業所数及び適用労働者数につきましては、「平成28年経済センサス活動調査（以下「28年センサス」という。）をもとに昨年度の最低賃金に関する基礎調査、安定部から雇用情報等を反映させ、本年1月に更新しております。

意向表明のなされた6業種それぞれの事業所数及び労働者数は、

業 種	事 業 所 数	労 働 者 数
ガラス同製品製造業	34	1,662
電線ケーブル製造業	11	3,217
洋食器等製造業	74	2,241
一般機械器具製造業	362	14,346
電気機械器具製造業	354	28,458
輸送用機械器具製造業	434	34,323

といった状況になっておりますので、再度お示しさせていただきます。

（会 長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明及び意向表明なされた6業種に係る適用労働者等についてご説明がございました。

これらについて、何かご意見等ご質問はございませんか。

よろしゅうございますでしょうか。

先程の適用労働者数等につきましては、それが、申出を行う場合の定量的要件の分母にあたる員数になるということで、労使それぞれにご承知置き願いたいと思います。

(5) 令和3年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について

(会 長)

それでは、議事(5)の「令和3年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

三重地方最低賃金審議会審議日程の予定についてですが、第2回本審については、先日各委員に電話確認させていただきましたが7月13日(火)11時から、この会場で開催することとしておりますので、ご報告させていただきます。

第2回審議会では、地賃改正諮問と産別改正審議の必要性の諮問をさせていただきますと思います。

併せて資料7の「最低賃金に係る令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」をご覧ください。これは、答申日別に最短効力発生予定日を取りまとめた一覧表です。

今年度も、これまで同様、地域別最低賃金の発効日を10月1日とする場合、官報公示の日数を30日以上とする必要がある関係で、対応日を前倒しにしていこうこととなります。

すなわち、官報公示予定日(官報の発行日)の関係で、発効予定日10月1日(金)の赤枠をしたところを見ていただきますと、異議申出締切日8月20日(金)、官報持込日8月23日(月)とありますので、8月23日(月)午前中に異議審(本審)を開催する必要があります。

また、答申・要旨の公示日8月5日(木)とありますので、8月5日に本審を開催して、会長から局長に答申をしていただくこととなります。

この答申を受け、同日中に公示を行います。

中央最低賃金審議会の目安の答申がいつ出されるかにもよりますが、今年度も、中央最低賃金審議会から目安が示されたのち、速やかに審議会に状況を伝達し、また、的確且つ有効な情報・資料等をお示ししてまいりたいと思っております。

10月1日発効を目指す場合は、7月末から8月5日にかけての短い期間中に、何度か審議会及び専門部会を、皆様の予定を拝借と言いますか、委員として活躍していただかなければならないと思いますので、ご多忙中、恐縮ですが、日程の確保を

含め、ご協力をよろしくお願ひいたします。

次に、資料7の4ページ目は特定(産業別)最低賃金の場合で、昨年度、事業場において賃金締切日が20日締めのところ散見され、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果12月21日発効となりました。

12月21日発効日がこの一覧表にありませんので、12月19日発行予定日とする場合のところに赤枠を入れてございます。この日程にてご審議いただき、12月21日(火)指定日発効とすることとなります。よろしくお願ひいたします。資料番号7の4枚目の一番後ろのところでございます。この赤枠の箇所でございます。

表の見方は地域別最低賃金の場合と同じですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から今後の審議の日程についてご説明いただいたところでございます。

今後の本審の日程として7月13日、及び8月5日、8月23日が予定をされております。委員の皆様、日程確保のほうをよろしくお願ひいたします。

今年も10月1日の三重県最低賃金の発効を目指して審議会でも進めていくつもりでございます。昨年に引き続きコロナウイルス感染症拡大の中での審議ということでもありますので、感染対策を十分取りながら、また、経済状況であるとかその他の情報等も活用させていただきまして、中央最低賃金審議会から出される目安も参酌していきながら、審議会のほうを進めていきたいと思っております。

いずれにしろ、先ほど挨拶でも申しました様に、皆様方のお立場がある中での歩み寄りを持って審議を進めていきたいと思っております。委員の皆さま、専門部会に携わっていただく皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、特定(産業別)最低賃金につきましても、ご案内いただきました。昨年と同じく12月21日を発効予定日として審議を進めてまいります。ということで、そちらの方も10月くらいには何度かお集まりいただひてご審議をいただくことになると思ひます。そちらの方も併せてよろしくお願ひいたします。

以上日程等の説明でございましたが、何かご意見ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(6) その他

(会 長)

その他として事務局の方から何かありますか。

(室 長)

はい、それでは、少し時間をいただきまして、「中小企業・小規模事業者に対する支援策」等について、説明をさせていただきます。資料9、10を見ていただきますようお願いいたします。

最低賃金改正を円滑に行うための中小企業・小規模事業者に対する支援策についてご説明申し上げます。

お手元に資料をお配りしておりますので、ご参照いただきながらご説明させていただきますと思います。

中小企業・小規模事業者に対する支援策につきましては、

- 業務改善助成金
- 相談等支援事業・専門家派遣事業 があります。

最低賃金引上げ支援のための業務改善助成金についてです。資料9をご覧ください。

業務改善助成金は、事業場が設備投資等を行うことで、生産性の向上を図り、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

今年は、20円コースが新設され、30円コース、60円コース、90円コースの4つのコースがございます。

業務改善助成金につきましては、三重版のリーフレットを作成し、周知しているところであります。

次に、働き方改革に係る相談等支援事業・専門家派遣事業の支援について、「三重働き方改革推進支援センター」を開設しております。こちらは、本年度版の紹介用リーフレットを作成しておりますので、資料10をご覧ください。

「三重働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業所に対して、本年度も時間外労働の上限規制、有給休暇5日取得確保、非正規雇用労働者の処遇改善等への対応、賃金引き上げ等、助成金等支援施策を含めた「働き方改革」に係る総合的な支援を実施しております。

これらの支援事業は、最低賃金引き上げに向けた重要な施策として認識しており、三重労働局において引き続き積極的に周知広報を行い、それが実際の活用につながるよう工夫をしていくこととします。よろしく申し上げます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今「助成金と支援事業の説明」についてご説明をいただきました。この厳しい経済環境の中で、非常に興味深いといいますか、大切な分野だと思います。この件につきまして、何か質問などはございませんでしょうか。

いずれにしろ、事務局には、これらの広報をしっかりといただきまして、活用を最大限していただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上、予定をしておりました議題は以上でございますが、他に何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

何もなければ、これをもちまして令和3年度第1回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

これからまた暑くなってきます。本格的な最低賃金の審議に向けての調整の時期になります。コロナの感染者数もこのところ少し少なくなっているようですが、まだまだ安心できるような状況ではございません。委員の皆さまには、しっかり感染対策をしていただきながら、当審議会から感染者が出ないように是非お願いをしておきたいと思います。

では、引き続き52期の皆様のご協力をお願い申し上げまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上